

射水市行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 9 日

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 1 号

射水市行政組織条例の一部を改正する条例

射水市行政組織条例（平成 1 7 年射水市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「福祉保健部」を「福祉保健部
こども家庭部」に改める。

第 2 条中「室及び」を削り、福祉保健部の項の次に次の項を加える。

こども家庭部

- (1) 児童福祉に関すること。
- (2) 母子保健に関すること。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。